

(新)

(2) 公用車燃料使用量の削減

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブ（急発進・急加速の削減、アイドリングストップ等）を実行する。 ・公用車の相乗り運行等、効果的利用、管理を行う。 ・出張の際の移動は、公共交通機関の利用に努める。 ・近距離の移動は徒歩を励行する。 ・公用車台数の抑制、見直し等利用合理化を図る。 ・公用車の導入にあたっては、電動車を導入することにより燃料使用量の削減を図る。 ・ウェア会議システムの活用やテレワークによる利便も益め、自動車利用の抑制・効率化に努める。

2 省資源の推進

(1) 水資源の節約

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・蛇口の水流を小さくし、水を出しっぱなしにしない。 ・食器等を洗うときは、水を流したままにしないため洗いをする。 ・節水コマや水圧調整により、上水使用量を抑制する。 ・庁舎の改修や機器の取り替えにあたっては、水道蛇口への自動水洗の取り付けや節水型便器への切り替えを推進する。 ・定期的な点検を行い、漏水の早期発見に努める。

(2) 紙類の使用の抑制

項目	取組内容
文書の電子化	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内LAN、電子メール等を活用することで、情報（課内供覧文書など）のペーパーレス化を目指す。 ・会議資料の枚数削減のため、プロジェクト等を活用する。
コピー用紙、プリンター用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・資料は両面コピーし、必要最小限の部数で作成する。 ・片面印刷に使用した用紙やミスコピー用紙は、個人情報情報の漏洩に十分注意し、裏面を課内供覧用資料印刷や試し刷りとして再利用する。また、メモ用紙等へも利用する。 ・資料のワンバーバー化（簡素な文書作成）や共有化による不要文書の削減を図る。 ・コピー機の縮小機能を利用し、コピー枚数を節約する。 ・ミスコピーの防止に努める。（印刷プレビュー機能による印刷設定の確認、コピー機の使用前後に必ずリセットボタンを押す等）
紙製品	<ul style="list-style-type: none"> ・封筒類の使用自粛と再利用を行う。ただし、再利用の際には個人情報情報の漏洩に十分注意する。 ・職員対象の会議等では封筒類を配布しない。 ・フラットファイル等は再使用する。（又は、再利用しやすいPP製のフラットファイルを購入する。）
印刷物	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書、印刷物等は配布先を精査するとともに、CD-ROMなどの電子媒体での配布やホームページへの掲載等の方法により、発行部数を必要最小限とする。

(旧)

(2) 公用車燃料使用量の削減

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブ（急発進・急加速の削減、アイドリングストップ等）を実行する。 ・公用車の相乗り運行等、効果的利用、管理を行う。 ・出張の際の移動は、公共交通機関の利用に努める。 ・近距離の移動は徒歩を励行する。 ・公用車台数の抑制、見直し等利用合理化を図る。 ・公用車の導入にあたっては、電動車を導入することにより燃料使用量の削減を図る。 ・ウェア会議システムの活用やテレワークによる利便も益め、自動車利用の抑制・効率化に努める。

2 省資源の推進

(1) 水資源の節約

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・蛇口の水流を小さくし、水を出しっぱなしにしない。 ・食器等を洗うときは、水を流したままにしないため洗いをする。 ・節水コマや水圧調整により、上水使用量を抑制する。 ・庁舎の改修や機器の取り替えにあたっては、水道蛇口への自動水洗の取り付けや節水型便器への切り替えを推進する。 ・定期的な点検を行い、漏水の早期発見に努める。

(2) 紙類の使用の抑制

項目	取組内容
文書の電子化	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内LAN、電子メール等を活用することで、情報（課内供覧文書など）のペーパーレス化を目指す。 ・会議資料の枚数削減のため、プロジェクト等を活用する。
コピー用紙、プリンター用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・資料は両面コピーし、必要最小限の部数で作成する。 ・片面印刷に使用した用紙やミスコピー用紙は、個人情報情報の漏洩に十分注意し、裏面を課内供覧用資料印刷や試し刷りとして再利用する。また、メモ用紙等へも利用する。 ・資料のワンバーバー化（簡素な文書作成）や共有化による不要文書の削減を図る。 ・コピー機の縮小機能を利用し、コピー枚数を節約する。 ・ミスコピーの防止に努める。（印刷プレビュー機能による印刷設定の確認、コピー機の使用前後に必ずリセットボタンを押す等）
紙製品	<ul style="list-style-type: none"> ・封筒類の使用自粛と再利用を行う。ただし、再利用の際には個人情報情報の漏洩に十分注意する。 ・職員対象の会議等では封筒類を配布しない。 ・フラットファイル等は再使用する。（又は、再利用しやすいPP製のフラットファイルを購入する。）
印刷物	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書、印刷物等は配布先を精査するとともに、CD-ROMなどの電子媒体での配布やホームページへの掲載等の方法により、発行部数を必要最小限とする。

(新)

(3) その他環境に配慮した取組

取 組 内 容
<ul style="list-style-type: none"> 購入した文具類、OA機器、公用車その他の物品は耐用年数を考慮し、できるだけ修繕等を加えながら大切に長く使用する。 備品等の効率の利用を図るため、事務不要品は関係機関相互での所管換えを促進する。 備品は修理や部品交換が容易なものと及び保守点検サービス期間が長いものを購入する。 物品の購入にあたっては必要最小限の適正量を計画的に購入する。 物品の納入業者に対し、低公害車の利用及びアイドリングストップを促す。 県が開催する会議で提供する飲み物は紙ハイルターナブル容器を活用し、ペットボトル等のワンウェイプラスチック製品の使用を原則禁止とする。(代替が困難な場合を除く)

3 グリーン購入の推進

(1) 紙類

取 組 内 容
<ul style="list-style-type: none"> コピー用紙については、「沖縄県グリーン購入基本方針」の基準を満たした再生紙を購入するとともに、その他の紙類についても、再生紙類を購入する。また、トイレットペーパー等の衛生用紙は、古紙/バルブ配合率100%のものを購入する。 外注する印刷物については、「沖縄県グリーン購入基本方針」を参考にするとともに、リサイクル適正、SOY INKの使用、再生紙配合率等の表示を行う。

(2) 文具類等

取 組 内 容
<ul style="list-style-type: none"> 文具類、機器類、家電製品、エアコンディショナー等、湯水器等、照明、消火器、制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋及びその他繊維製品は、「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品を購入する。 事務用品等、カタログに環境配慮型製品のページが設けられている場合には、当該ページを積極的に活用してグリーン購入を推進する。 物品の選定にあたっては、エコマークやグリーンマーク等環境ラベルの貼付された物品をはじめ、環境保全のための配慮を積極的にしている物品を優先的に購入する。 家電製品は「統一省エネラベル」をもとに、省エネ性能が優れているものを購入する。 その他、詰替可能な製品やリサイクル可能な原材料の製品(回収、再生ルートが確立されているものを含む。レーザープリンターの詰替トナーカートリッジ、コピー機のリサイクルトナーカートリッジ等)を選定、購入する。

(3) OA機器

取 組 内 容
<ul style="list-style-type: none"> OA機器(コピー機、プリンター等)は、「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき、再生紙が使用でき、両面コピー/印刷機能が付いた機器を導入、使用する。 その他の周辺機器も環境物品を導入、使用する。

(4) 公用車

取 組 内 容
<ul style="list-style-type: none"> 「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき、電動車(EV、PHV)を導入する。(軽自動車及び特殊車両、乗合車両は除く。)

(旧)

(3) その他環境に配慮した取組

取 組 内 容
<ul style="list-style-type: none"> 購入した文具類、OA機器、公用車その他の物品は耐用年数を考慮し、できるだけ修繕等を加えながら大切に長く使用する。 備品等の効率の利用を図るため、事務不要品は関係機関相互での所管換えを促進する。 備品は修理や部品交換が容易なものと及び保守点検サービス期間が長いものを購入する。 物品の購入にあたっては必要最小限の適正量を計画的に購入する。 物品の納入業者に対し、低公害車の利用及びアイドリングストップを促す。 県が開催する会議で提供する飲み物は紙ハイルターナブル容器を活用し、ペットボトル等のワンウェイプラスチック製品の使用を原則禁止とする。(代替が困難な場合を除く)

3 グリーン購入の推進

(1) 紙類

取 組 内 容
<ul style="list-style-type: none"> コピー用紙については、「沖縄県グリーン購入基本方針」の基準を満たした再生紙を購入するとともに、その他の紙類についても、再生紙類を購入する。また、トイレットペーパー等の衛生用紙は、古紙/バルブ配合率100%のものを購入する。 外注する印刷物については、「沖縄県グリーン購入基本方針」を参考にするとともに、リサイクル適正、SOY INKの使用、再生紙配合率等の表示を行う。

(2) 文具類等

取 組 内 容
<ul style="list-style-type: none"> 文具類、機器類、家電製品、エアコンディショナー等、湯水器等、照明、消火器、制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋及びその他繊維製品は、「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品を購入する。 事務用品等、カタログに環境配慮型製品のページが設けられている場合には、当該ページを積極的に活用してグリーン購入を推進する。 物品の選定にあたっては、エコマークやグリーンマーク等環境ラベルの貼付された物品をはじめ、環境保全のための配慮を積極的にしている物品を優先的に購入する。 家電製品は「統一省エネラベル」をもとに、省エネ性能が優れているものを購入する。 その他、詰替可能な製品やリサイクル可能な原材料の製品(回収、再生ルートが確立されているものを含む。レーザープリンターの詰替トナーカートリッジ、コピー機のリサイクルトナーカートリッジ等)を選定、購入する。

(3) OA機器

取 組 内 容
<ul style="list-style-type: none"> OA機器(コピー機、プリンター等)は、「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき、再生紙が使用でき、両面コピー/印刷機能が付いた機器を導入、使用する。 その他の周辺機器も環境物品を導入、使用する。

(4) 公用車

取 組 内 容
<ul style="list-style-type: none"> 「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき、電動車(EV、PHV)を優先導入する。

(新)

4 廃棄物の減量化、リサイクルの推進

(1) 環境負荷の少ない物品の購入

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> 物品発注時に簡易包装若しくは包装無しを指示する。 使い捨て容器の物品等の購入を自粛する。 過剰包装製品は購入しない。 詰替可能な製品等を選択、購入する。 物品の購入にあたっては必要最小限の適正量を計画的に購入する。

(2) 廃棄物の発生抑制

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> 買い物の際にはマイバッグを使用し、紙袋、レジ袋を使用しない。 コピー機やプリンターのトナーカートリッジは、業者による回収を徹底する。 物品等は、リース又はレンタル契約による効率的利用を促進する。 遊休備品は、庁内LANの活用等により幅広く周知し、有効に利用する。 シュレッダーは、秘密文書等に限定して使用する。 物品購入の際、不要な包装箱等は納入業者に引き取らせる。 リターナブルビンは、配達業者に回収させる。 庁舎管理者の指示に従い、リサイクルシステムの確立に努める。

(3) 廃棄物の分別排出の徹底

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ごみを排出する場合は、所在市町村の定めのごみ分別方法に基づき、適切に分別する。 紙類を廃棄する場合は、可能な限り分別し再資源化を図る。 再資源化が可能なビン、缶、ペットボトル等は、分別しリサイクル業者に回収させ、再資源化を図る。

(4) 建設資材廃棄物の再資源化

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> 施設等の解体に伴うコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び木くず等建設発生木材は再資源化を徹底する。 沖縄県リサイクル資材評価認定制度に基づき、沖縄県認定リサイクル資材の利用を促進することで、循環型社会の構築に貢献する。

(5) 有害化学物質の適正な処理（試験検査機関）

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> 検査等で使用する有害化学物質の排出を抑制する。 有害化学物質の廃棄については、無害化、安定化等適正処理を徹底する。 これらを委託処理する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、適正に処理する。

(旧)

4 廃棄物の減量化、リサイクルの推進

(1) 環境負荷の少ない物品の購入

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> 物品発注時に簡易包装若しくは包装無しを指示する。 使い捨て容器の物品等の購入を自粛する。 過剰包装製品は購入しない。 詰替可能な製品等を選択、購入する。 物品の購入にあたっては必要最小限の適正量を計画的に購入する。

(2) 廃棄物の発生抑制

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> 買い物の際にはマイバッグを使用し、紙袋、レジ袋を使用しない。 コピー機やプリンターのトナーカートリッジは、業者による回収を徹底する。 物品等は、リース又はレンタル契約による効率的利用を促進する。 遊休備品は、庁内LANの活用等により幅広く周知し、有効に利用する。 シュレッダーは、秘密文書等に限定して使用する。 物品購入の際、不要な包装箱等は納入業者に引き取らせる。 リターナブルビンは、配達業者に回収させる。 庁舎管理者の指示に従い、リサイクルシステムの確立に努める。

(3) 廃棄物の分別排出の徹底

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ごみを排出する場合は、所在市町村の定めのごみ分別方法に基づき、適切に分別する。 紙類を廃棄する場合は、可能な限り分別し再資源化を図る。 再資源化が可能なビン、缶、ペットボトル等は、分別しリサイクル業者に回収させ、再資源化を図る。

(4) 建設資材廃棄物の再資源化

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> 施設等の解体に伴うコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び木くず等建設発生木材は再資源化を徹底する。 沖縄県リサイクル資材評価認定制度に基づき、沖縄県認定リサイクル資材の利用を促進することで、循環型社会の構築に貢献する。

(5) 有害化学物質の適正な処理（試験検査機関）

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> 検査等で使用する有害化学物質の排出を抑制する。 有害化学物質の廃棄については、無害化、安定化等適正処理を徹底する。 これらを委託処理する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、適正に処理する。

(新)

(6) 感染性廃棄物の適正な処理

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> 医療廃棄物は、感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別を徹底し、適正に処理する。 これらを委託処理する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、適正に処理する。

(7) 公用車の適正な処理

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> 公用車を廃棄する際には、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づき適正に処理する。

5 その他の配慮事項

(1) 施設的设计、管理等における環境への配慮

項目	取組内容
施設のZEB化及び設備の省エネルギー化	<p>(施設のZEB化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁舎等の新築・建替・大規模改修を行う場合は、計画段階からZEB化の実施可能性について検証し、具体的な整備等に係る検討を行う。新築の場合は、ZEB Ready以上を目指すこと（原則ZEB Oriented相当以上）とし、ZEB化が難しい場合でも、可能な限りエネルギー消費量の削減を図ることとする。 ※ ZEB Ready：50%以上の省エネ等を図った建築物 ※ ZEB Oriented：30～40%以上の省エネ等を図った建築物 <p>(施設改修における省エネルギー化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設改修時には、計画段階から省エネ化の検討を十分に行い、可能な限りエネルギー消費量の削減を図る。 高効率機器を積極的に導入する。 ビルのエネルギー管理システム（BEMS）やスマートメーターの導入を検討する。 設備の更新にあたっては、リースやESCO事業等の活用を検討し、省エネ化を図る。
環境負荷の低減に配慮した施設等の構造	<ul style="list-style-type: none"> 環境負荷の低減に配慮し、断熱性能を向上させた施設等の構造とする。 自然採光を効率的に取り入れた施設等の構造とする。 騒音・振動の発生源となる設備・機器を設置する部屋は、それらの影響低減に配慮した構造とする。 雨水、地下水、再生水等の有効利用に配慮した構造とする。
省資源化に配慮した土木・建築資材	<ul style="list-style-type: none"> 土木・建築資材は、環境負荷の少ない再生資材の使用に努める。

(旧)

(6) 感染性廃棄物の適正な処理

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> 医療廃棄物は、感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別を徹底し、適正に処理する。 これらを委託処理する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、適正に処理する。

(7) 公用車の適正な処理

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> 公用車を廃棄する際には、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づき適正に処理する。

5 その他の配慮事項

(1) 施設的设计、管理等における環境への配慮

項目	取組内容
施設のZEB化及び設備の省エネルギー化	<p>(施設改修における省エネルギー化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設改修時には、計画段階から省エネ化の検討を十分に行い、可能な限りエネルギー消費量の削減を図る。 高効率機器を積極的に導入する。 ビルのエネルギー管理システム（BEMS）やスマートメーターの導入を検討する。 設備の更新にあたっては、リースやESCO等の活用を検討し、省エネ化を図る。
環境負荷の低減に配慮した施設等の構造	<ul style="list-style-type: none"> 環境負荷の低減に配慮し、断熱性能を向上させた施設等の構造とする。 自然採光を効率的に取り入れた施設等の構造とする。 騒音・振動の発生源となる設備・機器を設置する部屋は、それらの影響低減に配慮した構造とする。 雨水、地下水、再生水等の有効利用に配慮した構造とする。
省資源化に配慮した土木・建築資材	<ul style="list-style-type: none"> 土木・建築資材は、環境負荷の少ない再生資材の使用に努める。

(新)

項目	取組内容
環境負荷の低減に配慮した設備の採用	<p>(太陽光発電設備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存施設及び敷地の特性や立地状況等を踏まえ、太陽光発電設備の導入可能性を検討・調査し、また、庁舎等の新築・建替の際にはZEB化の検討にあたり太陽光発電の導入を積極的に検討する。 太陽光発電設備の導入の際は、初期投資ゼロで設置可能なPPA(電力購入契約)等の活用を図る。 太陽光発電の有効活用や施設の防災機能強化につながる蓄電池についても、導入の可能性を検討し、率先導入する。 コジェネレーションシステム等の省エネルギー型の設備の導入を促進する。 (電気) <ul style="list-style-type: none"> 照明設備等は、早期にLED照明に切り替える。 LED照明の導入にあたっては、可能な限り、調光システムの導入を検討し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図る。 OA機器や冷蔵庫等の機器を省エネルギー型のものに計画的に切り替える。 その他、省エネルギー型設備を積極的に導入する。(水資源) トイレ等には、雨水利用システムや再生水利用システムの導入を図る。 雨水地下浸透ますや透水性舗装の採用、設置に努める。 (その他) <ul style="list-style-type: none"> 冷凍冷蔵庫や空調設備の更新を行う際は、ノンフロン製品の導入を検討する。
大気汚染物質排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ボイラーのバーナー等の更新においては、低NOxバーナーの選択とともに良質燃料(灯油、LPG等)への切り替えに努める。 ボイラー等の燃料使用量の抑制に努める。
環境美化	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の自然環境や景観との調和を目指し、敷地内外の環境美化に努める。 屋上、壁面及び室内の緑化に努める。
周辺環境に配慮した工事の施工	<ul style="list-style-type: none"> 工事、施工に伴う粉じん、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の公害の未然防止を図る。
森林吸収源対策	<ul style="list-style-type: none"> 森林吸収源対策、都市緑化等の推進により「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に努める。

(旧)

項目	取組内容
環境負荷の低減に配慮した設備の採用	<p>(太陽光発電設備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁舎等の新築・建替・大規模改修を行う場合は、施設の特長や立地状況等に応じ、太陽光発電設備の導入可能性を検討・導入する。 太陽光発電設備の導入の際は、初期投資ゼロで設置可能なPPA(電力購入契約)の活用を図る。 太陽光発電の有効活用や施設の防災機能強化につながる蓄電池についても、導入の可能性を検討し、率先導入する。 コジェネレーションシステム等の省エネルギー型の設備の導入を促進する。 (電気) <ul style="list-style-type: none"> 照明設備等の更新時には、LED照明を導入する。 LED照明の導入にあたっては、可能な限り、調光システムの導入を検討し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図る。 OA機器や冷蔵庫等の機器を省エネルギー型のものに計画的に切り替える。 その他、省エネルギー型設備を積極的に導入する。(水資源) トイレ等には、雨水利用システムや再生水利用システムの導入を図る。 雨水地下浸透ますや透水性舗装の採用、設置に努める。 (その他) <ul style="list-style-type: none"> 冷凍冷蔵庫や空調設備の更新を行う際は、ノンフロン製品の導入を検討する。
大気汚染物質排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ボイラーのバーナー等の更新においては、低NOxバーナーの選択とともに良質燃料(灯油、LPG等)への切り替えに努める。 ボイラー等の燃料使用量の抑制に努める。
環境美化	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の自然環境や景観との調和を目指し、敷地内外の環境美化に努める。 屋上、壁面及び室内の緑化に努める。
周辺環境に配慮した工事の施工	<ul style="list-style-type: none"> 工事、施工に伴う粉じん、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の公害の未然防止を図る。
森林吸収源対策	<ul style="list-style-type: none"> 森林吸収源対策、都市緑化等の推進により「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に努める。

(新)

(2) イベントにおける環境への配慮

項目	取組内容
自然環境への配慮	・会場設営などで環境に負荷をかけず、自然と調和したイベントを開催する。
ごみ減量とリサイクル	・イベントを開催するときは、再生利用可能な資機材の使用等、廃棄物の発生抑制(チラシ類の過剰な配布、飲食物の提供はリターナブル容器の使用等)に努めるとともに、会場内にリサイクルボックスを設置する等、廃棄物の再資源化を推進する。
交通手段の工夫	・公共交通機関の利用促進などにより、交通による環境負荷を低減する。
省資源・省エネルギー	・資源やエネルギーの使用抑制に努め、資源やエネルギーを有効に活用する。
参加者への環境意識啓発	・環境配慮の取組を積極的にアピールし、参加者の意識啓発を図る。
運営体制の整備	・計画から終了までエコイベントを徹底できるよう運営体制を整える。

(3) 関係事業者、職員個人、来庁者に対する環境への配慮の協力

項目	取組内容
関係事業者への協力依頼等	<ul style="list-style-type: none"> ・店内で物品等を販売する業者は、簡易包装とし、使い捨て容器やリサイクル容器の回収に努める。 ・自動販売機については、省エネ型とするよう協力を求める。 ・業務委託報告書や各種届出用紙等は、再生紙の使用と両面印刷への協力を求める。また、再生紙マーク及び古紙バブル配合率、白色度等の表示についても協力を求める。 ・事業者等の名刺についても、再生紙の使用を呼びかけるとともに、必要な配布(単なるあいざつ廻りなど)をしないよう協力を求める。 ・庁舎内では、車両のアイドリングストップについて協力を求める。 ・その他、本計画の取組について周知を図る。
職員個人	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭においても、環境に配慮したライフスタイルに努める。 ・名刺は、再生紙を使用し、その旨を表示する。廃ホスター等を利用した名刺の普及に努める。 ・マイボトルやマイバッグ等を持参し、ワンウェイプラスチック製品の使用や購入を控える。 ・ノーマイカー・デー(毎月1日、20日)には、徒歩や公共交通機関の利用に努める。 ・地域における環境保全活動に参画するとともに、本計画の取組について普及啓発する。
来庁者への協力依頼等	<ul style="list-style-type: none"> ・会議等で来庁する際に、公共交通機関を利用するよう呼びかける。 ・庁舎内の照明、室温調整、廃棄物の分別回収、再生紙トイレットペーパーの使用、階段の利用等への理解と協力を求める。 ・その他、本計画の取組について周知を図る。

～第5章(p23-25)、組織図(p26)省略～

(旧)

(2) イベントにおける環境への配慮

項目	取組内容
自然環境への配慮	・会場設営などで環境に負荷をかけず、自然と調和したイベントを開催する。
ごみ減量とリサイクル	・イベントを開催するときは、再生利用可能な資機材の使用等、廃棄物の発生抑制(チラシ類の過剰な配布、飲食物の提供はリターナブル容器の使用等)に努めるとともに、会場内にリサイクルボックスを設置する等、廃棄物の再資源化を推進する。
交通手段の工夫	・公共交通機関の利用促進などにより、交通による環境負荷を低減する。
省資源・省エネルギー	・資源やエネルギーの使用抑制に努め、資源やエネルギーを有効に活用する。
参加者への環境意識啓発	・環境配慮の取組を積極的にアピールし、参加者の意識啓発を図る。
運営体制の整備	・計画から終了までエコイベントを徹底できるよう運営体制を整える。

(3) 関係事業者、職員個人、来庁者に対する環境への配慮の協力

項目	取組内容
関係事業者への協力依頼等	<ul style="list-style-type: none"> ・店内で物品等を販売する業者は、簡易包装とし、使い捨て容器やリサイクル容器の回収に努める。 ・自動販売機については、省エネ型とするよう協力を求める。 ・業務委託報告書や各種届出用紙等は、再生紙の使用と両面印刷への協力を求める。また、再生紙マーク及び古紙バブル配合率、白色度等の表示についても協力を求める。 ・事業者等の名刺についても、再生紙の使用を呼びかけるとともに、必要な配布(単なるあいざつ廻りなど)をしないよう協力を求める。 ・庁舎内では、車両のアイドリングストップについて協力を求める。 ・その他、本計画の取組について周知を図る。
職員個人	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭においても、環境に配慮したライフスタイルに努める。 ・名刺は、再生紙を使用し、その旨を表示する。廃ホスター等を利用した名刺の普及に努める。 ・マイボトルやマイバッグ等を持参し、ワンウェイプラスチック製品の使用や購入を控える。 ・ノーマイカー・デー(毎月1日、20日)には、徒歩や公共交通機関の利用に努める。 ・地域における環境保全活動に参画するとともに、本計画の取組について普及啓発する。
来庁者への協力依頼等	<ul style="list-style-type: none"> ・会議等で来庁する際に、公共交通機関を利用するよう呼びかける。 ・庁舎内の照明、室温調整、廃棄物の分別回収、再生紙トイレットペーパーの使用、階段の利用等への理解と協力を求める。 ・その他、本計画の取組について周知を図る。

～第5章(p20-22)、組織図(p23)省略～

(新)

別表

率先実行計画対象機関等

部局等名	主管課(とりまとめ課)	対象機関等
知事公室	秘書課	各課、出先機関
総務部		各課、出先機関
北部合同庁舎		庁舎管理部門
中部合同庁舎		庁舎管理部門
南部合同庁舎	総務私学課	庁舎管理部門
宮古合同庁舎		庁舎管理部門
八重山合同庁舎		庁舎管理部門
企画部	企画調整課	各課、出先機関
環境部	環境再生課	各課、出先機関
生活福祉部	福祉政策課	各課、出先機関
こども未来部	こども若者政策課	各課、出先機関
保健医療介護部	保健医療総務課	各課、出先機関
農林水産部	農林水産総務課	各課、出先機関
商工労働部	産業政策課	各課、出先機関
文化観光スポーツ部	観光政策課	各課、出先機関
土木建設部	土木総務課	各課、出先機関
出納事務局	会計課	各課
企業局	総務課	各課、出先機関
病院事業局	総務企画課	各課、各病院
議会事務局	総務課	各課
教育庁	総務課	各課、出先機関、教育機関
警察本部	会計課	各課、各警察署、警察学校
監査委員会事務局	監査課	
人事委員会事務局	総務課	各課
労働委員会事務局	調整審査課	

～グリーン購入基本方針 (p28)、資料編省略～

(旧)

別表

率先実行計画対象機関等

部局等名	主管課(とりまとめ課)	対象機関等
知事公室	秘書課	各課、出先機関
総務部		各課、出先機関
北部合同庁舎		庁舎管理部門
中部合同庁舎	総務私学課	庁舎管理部門
南部合同庁舎		庁舎管理部門
宮古合同庁舎		庁舎管理部門
八重山合同庁舎		庁舎管理部門
企画部	企画調整課	各課、出先機関
環境部	環境再生課	各課、出先機関
子ども生活福祉部	福祉政策課	各課、出先機関
保健医療部	保健医療総務課	各課、出先機関
農林水産部	農林水産総務課	各課、出先機関
商工労働部	産業政策課	各課、出先機関
文化観光スポーツ部	観光政策課	各課、出先機関
土木建設部	土木総務課	各課、出先機関
出納事務局	会計課	各課
企業局	総務企画課	各課、出先機関
病院事業局	病院事業総務課	各課、各病院
議会事務局	総務課	各課
教育庁	総務課	各課、出先機関、教育機関
警察本部	会計課	各課、各警察署、警察学校
監査委員会事務局	監査課	
人事委員会事務局	総務課	各課
労働委員会事務局	調整審査課	

～グリーン購入基本方針 (p25)、資料編省略～